

介護施設・事業所における虐待防止研修

【学習者用資料】

目次

・本研修プログラムの構成	1
・本研修プログラムの学習範囲	2
・虐待とは？	4
・高齢者虐待防止法	10
・養介護施設・養介護事業における高齢者虐待の防止・対策	15
・身体拘束	17
・早期発見と通報義務	21
・身体的虐待（1）	23
・身体的虐待（2）	24
・介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	26
・心理的虐待	28
・性的虐待	30
・経済的虐待	31
・ストレスケア	32

＜資料＞

■養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）	41
■神奈川県 高齢者施設における虐待防止に係る一斉点検	44
自己点検シート（チェックリスト）	

このテキストは、「令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」によって開発された教材の一部です。

◆ 本研修プログラムの構成

本研修のプログラムは2部構成になっております。

この冊子は【Step1】の動画視聴で学習する内容を簡便に記載したものです。一部の短編動画冒頭で取り上げる事例は記載していません。

介護施設・事業所における虐待防止

【Step 1】 動画視聴による個人学習

No	テーマ		視聴時間		
1	虐待とは？		10分27秒		
2	高齢者虐待防止法		8分08秒		
3	養介護施設・養介護事業における高齢者虐待の防止・対策		8分06秒		
4	身体拘束		10分24秒		
5	早期発見の通報義務		5分48秒		
No	テーマ【A】	視聴時間	No	テーマ【B】	視聴時間
6	身体的虐待（1）	3分48秒	12	身体的虐待（1）	6分37秒
7	身体的虐待（2）	7分48秒	13	身体的虐待（2）	7分30秒
8	介護・世話の放棄・放任	4分40秒	14	介護・世話の放棄・放任	5分08秒
9	心理的虐待	6分05秒	15	心理的虐待	7分43秒
10	性的虐待	4分44秒	16	性的虐待	5分36秒
11	経済的虐待	4分01秒	17	経済的虐待	5分19秒
No	テーマ		視聴時間		
18	ストレスケア		10分08秒		

介護施設・事業所における虐待防止研修 【学習者用】



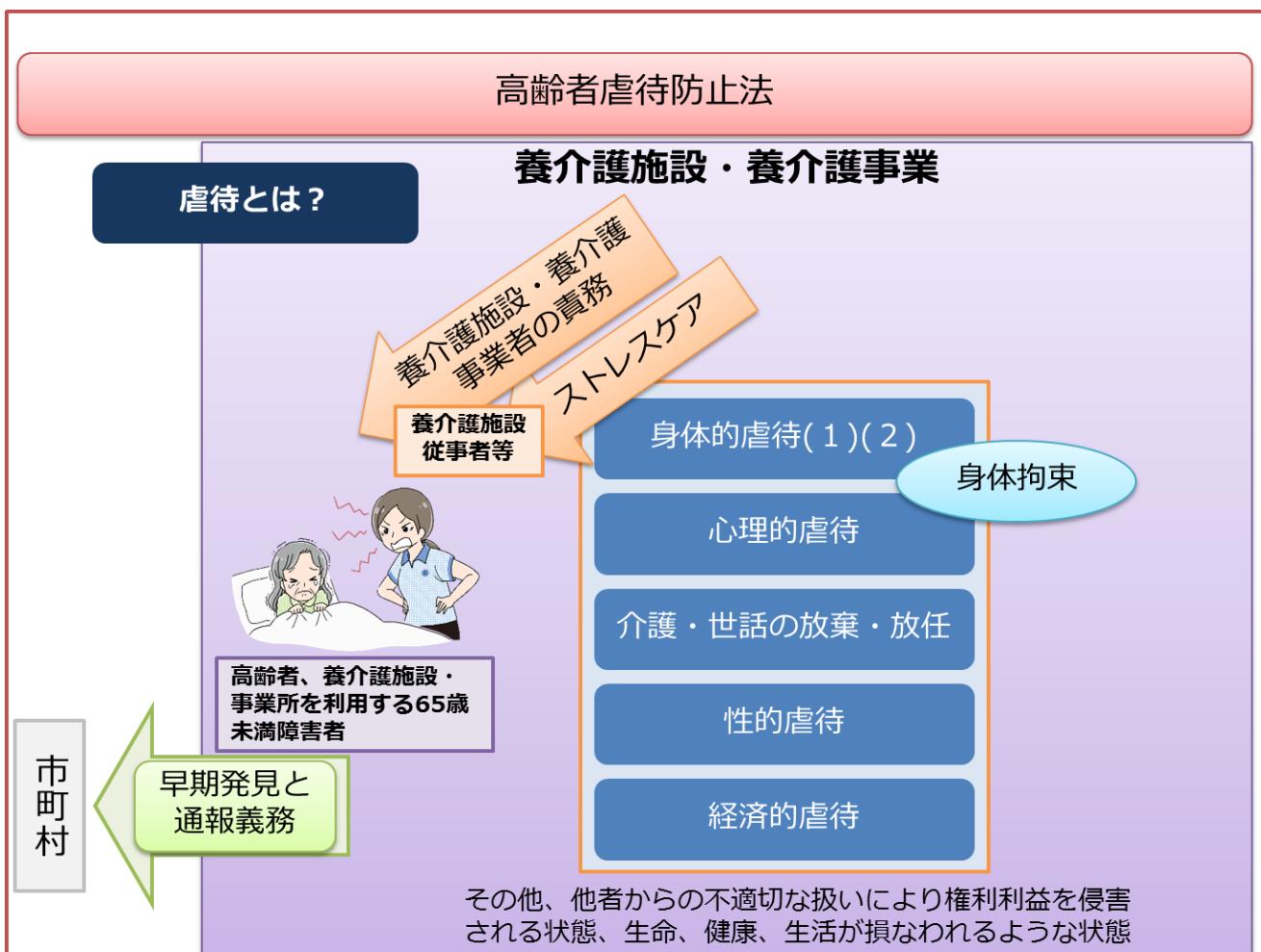
【Step 2】 集合型事例演習

・【Step 1】で学習した基礎知識を踏まえ、虐待について考えていることや感じていることを集合型研修での事例検討を通じて共有。

・検討する事例は、【step 1】で取り扱った事例をベースとしたものに情報を追加したものとしている。

- A トイレ介助
- B 不眠時の対応
- C 失禁時の対応
- D 帰宅願望の強い高齢者の対応
- E オムツ交換
- F 高齢者の財産
- G 車いすでの過ごし方

◆ 本研修プログラムの学習範囲



(Step1)

虐待とは？

◆ 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

● 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待を言う

- ※ 「高齢者」とは 65 歳以上の人と規定している
- ※ 障害者虐待防止法が成立したことにより高齢者虐待防止法が一部改正され、養介護施設・養介護事業を利用する 65 歳未満の障害者については高齢者とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用される

● 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う以下の行為

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応 その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

出典：高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項より

虐待とは？

◆ 「養護者」と「養介護施設従事者等」

● 「養護者」とは

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの
※ 同居・別居に関わらず、高齢者の世話を日常的に行っている家族や親族・同居人等

● 「養介護施設従事者等」とは

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する職員
※ 業務に従事する職員とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む

(高齢者虐待防止法第2条)

出典：厚生労働省老健局 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 平成30年3月

◆ 高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の※業務に従事するもの

※ 上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

上記に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は不適用（有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者住宅等）

しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応

虐待とは？

◆ 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲

- 法律の定義にあてはまらなくても、対応が不要なわけではない。
- 高齢者虐待を、「高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かること」と広くとらえる

法の規定から虐待にあたるかどうか判別しがたくとも、
同様に防止・対応を図ることが必要

出典：厚生労働省老健局 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 平成30年3月

◆ 高齢者虐待と刑法の考え方

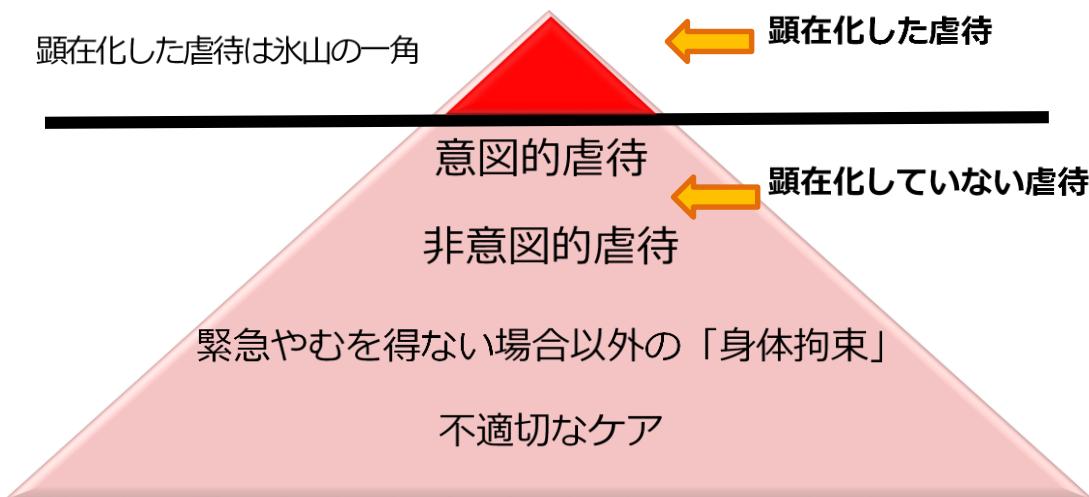
- 虐待行為は、高齢者虐待防止法だけでなく刑法の対象にもなりうる。

虐待行為の類型	該当する刑法の例
身体的虐待	第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕及び監禁罪
介護・世話の放棄・放任	第218条保護責任者遺棄等罪
心理的虐待	第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
性的虐待	第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ及び準強制性交等罪
経済的虐待	第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

虐待とは？

◆ 高齢者虐待の捉え方

「不適切ケア」を底辺とする「高齢者虐待」の概念図



出典：柴尾慶次氏（フィオーレ南海施設長）が作成した資料(2003)を基に MS&AD インターリスク総研が作成

◆ 高齢者虐待を受けた利用者の特徴と高齢者虐待を行った職員の特徴

高齢者虐待を受けた利用者の特徴	高齢者虐待を行った職員の特徴
<ul style="list-style-type: none">性別は女性が7割程度年齢が高く、80歳以上が大半であり、85~89歳が最も多い要介護度が高く、要介護3以上が約7割以上である認知症の人の割合が高く、認知症日常生活自立度Ⅱ以上のものが5割以上である	<ul style="list-style-type: none">相対的に男性の割合が高い傾向年齢による大きな差はなくどの年代でも虐待者になり得る職種は介護職が約8割と大半を占めており、看護職や施設長等による虐待も発生している。

出典：厚生労働省 令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を基にMS&ADインターリスク総研作成

高齢者虐待は近しい関係性の中で起きている

虐待とは？

◆ 高齢者虐待の相談・通報者の特徴

- 相談・通報者の内訳は「当該施設職員」、「家族・親族」が多く、本人からの届出は少ない。

相談・通報者の内訳（複数回答）	割合
当該施設職員	23.8%
家族・親族	18.9%
当該施設管理者等	15.2%
当該施設元職員	7.1%
本人による届出	1.6%

高齢者虐待は、本人がSOSを出しにくい状況にあるため、周囲の人が気付き、通報等の対応することが重要

出典：厚生労働省 令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を基にM S & A D インターリスク総研作成

◆ 高齢者虐待の発生要因

- 教育・知識・介護技術等に関する問題の割合が最も高い

内容（複数回答）	割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	56.8%
職員のストレスや感情コントロールの問題	26.4%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ	20.5%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	12.6%
倫理観や理念の欠如	11.6%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	9.2%
その他	1.6%

出典：厚生労働省 令和元年年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

個人だけの問題として捉えるのではなく
組織の環境による要因も大きい

虐待とは？

◆ 高齢者虐待の背景要因



出典：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター
「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」

高齢者虐待防止法

◆ 高齢者虐待防止法の施行の経緯と概要

● 法律の正式名称

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

● 法律の成立と施行

- ・ 2005年11月成立
- ・ 2006年4月施行

● 法施行の背景

・ 介護保険制度の目的（介護保険法第1条）

高齢者の尊厳を保持し、有する能力に応じて自立した生活を営めるよう支援

※家庭や介護施設などで高齢者への虐待が表面化、社会的な問題に

◆ 高齢者虐待防止法の目的 (高齢者虐待防止法第1条)

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

◆ 法律の目的（第1条要約）

- ① 「高齢者の尊厳の保持」が大きな理念
- ② 「尊厳の保持」を妨げる高齢者虐待を防止することが極めて重要
- ③ 必要な措置を定め、「高齢者の権利利益を擁護する」

養護者を処罰する目的ではない

高齢者虐待防止法

◆ 高齢者の権利擁護

● 権利擁護とは

全ての人が「生命」をはじめ、その人がもつ様々な権利を守り、尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けていくことができるよう支援すること

● 全ての人の権利

- ・ 自己実現、自己決定
- ・ その人らしい人生（価値観・幸福感）
- ・ 尊厳のある人生

※日本国憲法において、「基本的人権」として侵すことのできない
永久の権利として保障

● 高齢者の人権阻害因子

- ・ 孤独、孤立
- ・ 判断力や意欲の低下
- ・ 認知症 等

高齢者の生活・権利を高齢者が主体的に自らの意思を主張し、
あるいはその人の立場に立って代弁して、
権利行使ができるように支援する必要がある

高齢者虐待防止法

◆ 高齢者虐待防止法の要点と内容

- | |
|---------------------------|
| ① 高齢者虐待を初めて定義 |
| ② 早期発見・早期対応 |
| ③ 対象とする虐待の行為者 |
| ④ 高齢者を養護する人の支援 |
| ⑤ 財産被害の防止 |
| ⑥ 市町村が主たる虐待防止行政 |
| ⑦ 立入調査の実施・面会の制限等の市町村権限を規定 |

◆ 要点① 高齢者虐待を初めて定義

- 虐待の行為者
- 虐待行為の5類型
身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待

◆ 要点② 早期発見・早期対応

高齢者虐待の早期発見・早期対応を主眼としている（第5条）

- 虐待の早期発見に努める責務
- 発見者の通報（努力）義務

養介護施設従事者などの保健医療福祉関係者は、
一般の方より虐待を発見し易い立場にある

高齢者虐待防止法

◆ 要点③ 対象とする虐待の行為者

- 家庭内の虐待と、施設や在宅サービス事業の従事者等による虐待を対象としている

◆ 要点④ 高齢者を養護する人の支援

- 高齢者を養護する人（家族等）の支援も目的の柱の一つとしている

✖ 高齢者 = 被害者、養護者 = 加害者 ※単純な構図で捉えない

市町村等

- ・相談
- ・指導や助言
- ・家族の負担軽減のためのショートステイの利用等支援

◆ 要点⑤ 財産被害の防止

- 財産被害の防止も施策の一つに取り上げている

市町村

- ・第三者による財産上の不当取引による被害の対応

国・地方公共団体

- ・成年後見制度の利用促進

◆ 要点⑥ 市町村が主たる虐待防止行政

- 住民に身近な市町村を虐待防止行政の主たる担い手として位置付けている

市町村

- ・高齢者虐待への対応の第一義的な責任
- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては、都道府県に報告

高齢者虐待防止法

◆ 要点⑦ 立入調査の実施・面会の制限等の市町村権限を規定

- 市町村長は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときには、職員に立ち入り調査させることができる。(第 11 条)
- 市町村長や養介護施設長は、虐待を行った養護者について高齢者との面会を制限することができる。(第 13 条)

高齢者虐待防止法により
市町村に新たに設けられた権限

養介護施設・養介護事業における高齢者虐待の防止・対策

◆ 養介護施設・養介護事業者の責務

- 高齢者虐待防止法では「養護者」と「養介護施設従事者等」による高齢者（＝65歳以上の方）への虐待を定義

◆ 虐待防止規定の創設（運営基準の一部改正）

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の取組を強化

- 虐待の発生又はその再発を防止するために、以下を義務化
 - ・ 委員会の定期的な開催
 - ・ 指針の整備
 - ・ 従事者への定期的な研修の実施
 - ・ 担当者の設置

※令和3年4月1日より施行

（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置）

◆ 養介護施設・養介護事業の責務

- 下記に代表される、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置を講じなければならない
 - ・ 養介護施設従事者等へ研修を実施する
 - ・ 利用者や家族からの苦情処理体制を整備する 等

（高齢者虐待防止法第20条）

高齢者虐待の防止・発見・対応の責任は、従事者個々人の問題だけでなく、施設・事業者そのものにもある

出典：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター
「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」

養介護施設・養介護事業における高齢者虐待の防止・対策

◆ 高齢者虐待防止への対策の基本

- 対策の基本的な考え方



◆ 高齢者虐待防止の対策

- 組織運営の課題点
 - ・ 理念とその共有
 - ・ 組織体制
 - ・ 運営姿勢
- 負担やストレス・組織風土の課題点
 - ・ 負担の多さ
 - ・ ストレス
 - ・ 組織風土
- チームアプローチの課題点
 - ・ 役割や仕事の範囲
 - ・ 職員間の連携
- 倫理観とコンプライアンス（法令順守）の課題点
 - ・ “非”利用者本位
 - ・ 意識不足
 - ・ 虐待・身体拘束に関する知識
- ケアの質の課題点
 - ・ 認知症ケア
 - ・ アセスメントと個別ケア
 - ・ ケアの質を高める教育

出典：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター
「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」

身体拘束

◆ 身体拘束禁止規定

介護保険施設等では、介護保険法に基づき都道府県（指定都市又は中核市）が条例で定めた運営基準（同法第97条第3項）において、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない旨が定められています。

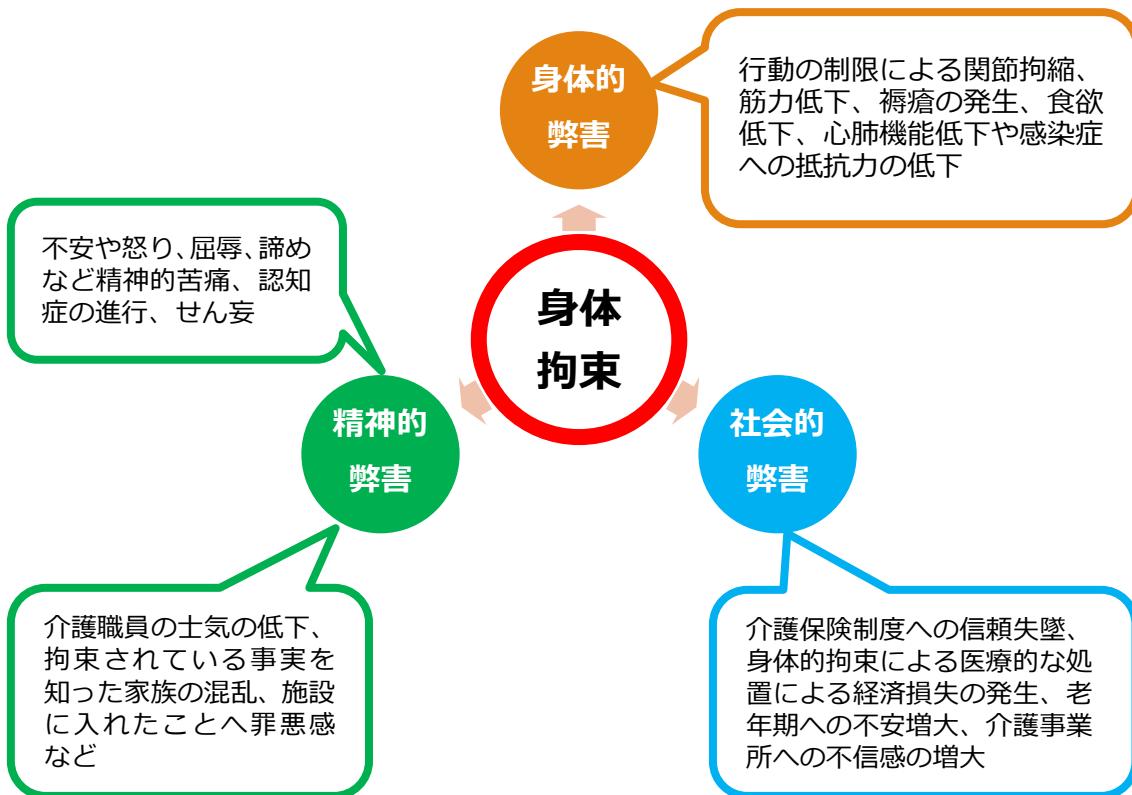
◆ 身体拘束に該当する具体的な行為の例

- 彷徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001年

身体拘束

◆ 身体拘束による弊害



◆ 身体拘束をせずに行うケア三つの原則

- 1. 身体拘束を誘発する原因を探り、除去する**
 - 迷惑行為や危険な行為等には必ず理由や原因
 - ケアする側の関わり方や環境に問題
- 2. 五つの基本的ケアを徹底する**
 - ①起きる ②食べる ③排泄する ④清潔にする ⑤活動する、の5つの基本的ケアの徹底
 - 高齢者一人ひとりの状態に合わせた適切なケアを行うことが重要
- 3. 身体拘束廃止をきっかけに「より良いケア」の実現を**
 - 身体拘束廃止を実現していく取り組みは、「ケア全体の向上」や「生活環境の改善」のきっかけとなる
 - 身体拘束を廃止していく過程で提起された課題を真摯に受け止め、より良いケアの実現に取り組んでいくことを期待

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001年

身体拘束

◆ 緊急やむを得ない場合に該当する 3 要件

- 身体拘束は原則として禁止されている
- 「切迫性」「非代替性」「一時的」の 3 つの要件の全てを満たす状態にあり、且つ必要な手続きを実施している場合には、最小限の身体拘束を極めて慎重に検討した上で実施する

①切迫性	本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001 年

◆ 緊急やむを得ず身体拘束を実施する際の求められる手続き

- 身体拘束廃止の委員会の設置と施設全体での検討
- 詳細な記録と保存
 - ・ 利用者の心身状況
 - ・ やむを得ない理由
 - ・ 身体拘束の方法や時間 等
- 説明と確認
 - ・ 家族に確認をしたからといって認められるものではない
- 観察と速やかな解除への対応

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001 年

身体拘束

◆ 身体拘束の適正化にかかる事業者の責務

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を**3月に1回以上開催**
- 身体的拘束等の適正化のための**指針を整備**
- 身体的拘束等の適正化のための**定期的な研修を実施（年2回以上）**

上記の義務を満たしたうえで、身体拘束を実施する場合には以下が必要

- 緊急やむを得ない場合に該当する3要件をすべて満たす
- 緊急やむを得ず身体拘束を実施する際の求められる手続き
- 身体拘束を実施した記録を残す

出典：厚生労働省 平成30年度介護報酬改定等説明会資料より

早期発見と通報義務

◆ 早期発見の責務と通報の義務

● 保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める

早期発見の努力義務

(高齢者虐待防止法第5条)

● 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」における通報の義務

虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見

⇒ 事業所・施設等所在地の市町村窓口へ通報

虐待の大小に関わらず通報しなければならない

(高齢者虐待防止法第21条第1～3項)

● 守秘義務との関係

相談・通報を行うことは、守秘義務に妨げられない

相談・通報は、守秘義務違反にならない

(高齢者虐待防止法第21条第6項)

● 不利益取扱いの禁止

通報したことによる不利益な扱いは禁止

不当な扱いは受けない

(高齢者虐待防止法第21条第7項)

◆ 市町村・都道府県等の対応

● 窓口の設置

市町村等は、高齢者虐待に関する相談や通報、虐待を受けた高齢者本人からの届出を受け付け、その後の対応を実施する窓口を設置する

(高齢者虐待防止法第18条)

早期発見と通報義務

● 相談・通報を受けた後の対応

市町村	高齢者の安全確保 通報等の内容の事実確認・訪問調査 等
都道府県	高齢者の安全確認・事実確認（市町村と連携）等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする

（高齢者虐待防止法第24条）

身体的虐待（1）

◆ 身体的虐待

- 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

高齢者の身体に接触しなくとも、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為

◆ 身体的虐待の具体例

● 暴力的行為

- ・ 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ ぶつかって転ばせる。
- ・ 刃物や器物で外傷を与える。
- ・ 入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・ 本人に向けて物を投げつけたりする。など

● 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・ 医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・ 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・ 車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・ 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など

● 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

- ・ ベッドに縛り付ける。つなぎの服を着せる。
- ・ 意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。
- ・ 外から鍵をかけて閉じ込める。
- ・ 中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。

出典：厚生労働省老健局 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 平成30年3月

身体的虐待（2）

◆ 保健師助産師看護師法（保助看法）

➤ 第5条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

➤ 第37条

保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他の医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生じる恐れのある行為をしてはならない。（一部抜粋）

◆ 特定の介護職員が実施できる医療行為

- 咳痰吸引
- 経管栄養

⇒介護職員が実施するためには、**社会福祉士及び介護福祉士法**で定められた要件を満たす必要がある

◆ 特定の介護職員が実施するための要件

実施できる職員の要件

- ・介護福祉士
- ・認定特定行為業務従事者

実施できる事業所の要件

認定特事業者が登録喀痰吸引等事業者として都道府県に届けている

身体的虐待（2）

◆ 社会福祉士及び介護福祉士法

➤ 第48条の2

介護福祉士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができます。

➤ 附則第3条、第4条（要約）

介護の業務に従事する者のうち認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けているものは特例として実施が認められる

※認定特定行為業務従事者

介護の業務に従事する者のうち、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者

➤ 第48条の3

自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務（以下「喀痰吸引等業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

◆ 介護・世話の放棄・放任

- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

◆ 介護・世話の放棄・放任の具体例

- 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
 - ・ 入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
 - ・ 褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
 - ・ おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
 - ・ 健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
 - ・ 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
 - ・ 室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など
- 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
 - ・ 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
 - ・ 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など
- 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
 - ・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
 - ・ 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- **高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置**
 - ・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など
- **その他職務上の義務を著しく怠ること**

出典：厚生労働省老健局 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 平成30年3月

心理的虐待

◆ 心理的虐待

- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

◆ 心理的虐待の具体例

● 威嚇的な発言、態度

- ・ 怒鳴る、罵る。
- ・ 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぐ」などと言い脅す。など

● 侮辱的な発言、態度

- ・ 排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・ 排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など

● 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・ 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・ 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など

● 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・ 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など

心理的虐待

- 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
 - ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
 - ・ 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
 - ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など
- その他
 - ・ 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
 - ・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
 - ・ 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
 - ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
 - ・ 浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。など

出典：厚生労働省老健局 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 平成30年3月

◆ 意思決定支援

意思決定が困難と思われる認知症の人であっても、
本人を交えた支援チームによる意思決定支援を行い
尊厳を持って暮らしていくことが尊重される必要がある

- 意思決定支援の基本原則
 - ・ 本人の意思の尊重
 - ・ 本人の意思決定能力への配慮
 - ・ チームによる早期からの継続支援

出典：認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン 平成30年 厚生労働省
意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 令和2年 意思決定支援ワーキング・グループ

性的虐待

◆ 性的虐待

- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

※ わいせつとは、①性欲を刺激、興奮または満足させ、②普通の人の性的羞恥心を害し、③善良な性的道義概念に反する行為

◆ 性的虐待の具体例

- 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要

- ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・ 性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・ わいせつな映像や写真をみせる。
- ・ 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・ 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。
- ・ 下着を履いているかどうか、ズボンを下げて確かめる。など

出典：厚生労働省老健局 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 平成30年3月
神奈川県 高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして 施設職員のための高齢者虐待防止の手引き
平成21年3月

経済的虐待

◆ 経済的虐待

- 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

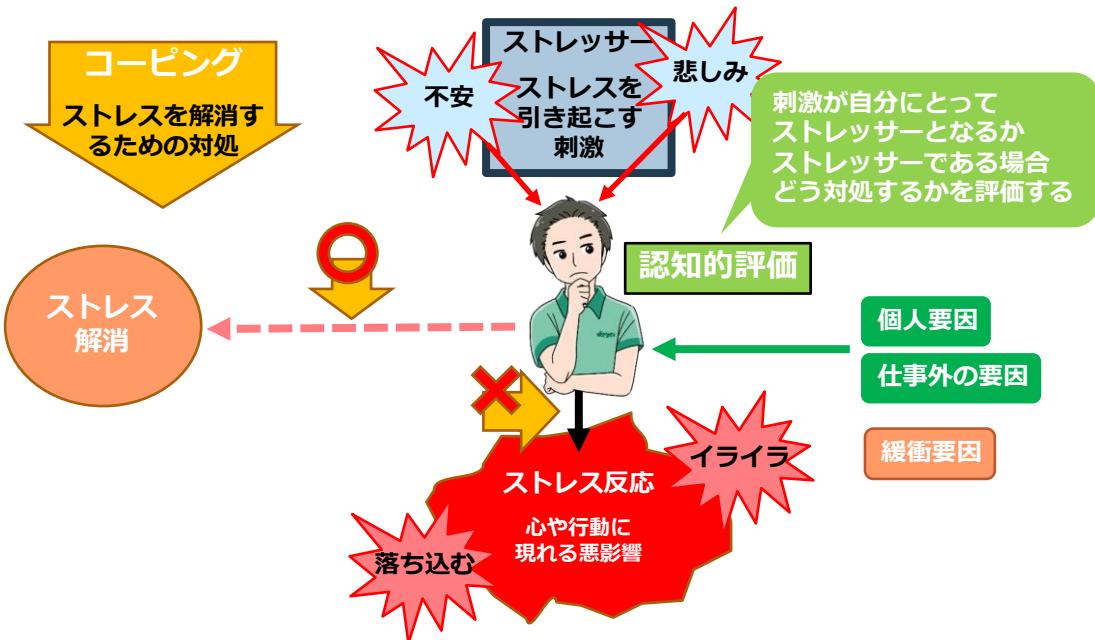
◆ 経済的虐待の具体例

- 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
 - ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
 - ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金渡さない。
 - ・ 理美容院の利用をさせない。など

出典：厚生労働省老健局 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 平成30年3月
公益財団法人東京都福祉保健財団 「その人らしさ」を大切にしたケアを目指して一施設・事業所で高齢者虐待防止に取組む皆さまへ 平成28年3月

ストレスケア

◆ ストレスのしくみ



出典：人間総合科学大学「心身健康科学概論」より MS&AD インターリスク総研にて作成

①イライラしたり、落ち込む気持ちは、ストレス反応です。

不安や悲しみ等、不快な刺激 **ストレッサー**（ストレスを引き起こす刺激）によって、引き起こされる反応です。

ストレスとは、ストレッサーによって、様々な悪い反応、ストレス反応が引き起こされる過程を言います。

一般的にはストレッサー＝ストレスという場合があります。

②ストレッサーが起こるとそれを解消するために様々な対処を行います。これをコーピングと言います。コーピングの方法は、様々で、うまくコーピングができないとストレス反応が起きます。

③年齢や性格、体調などの個人要因、家庭でのストレスや友人との交友関係などの仕事外の要因も影響します。

これらのマイナス要因を防ぐ働きを持っているのが、緩衝要因で、家族や仲間、友人といったサポート体制があればストレッサーをある程度緩衝できるとされています。

刺激をストレッサーと感じるかまた、感じた場合どう対処するかは、個人差（=認知的評価）があり、実際には多くのストレスを抱えているにも関わらず、本人が全く気が付いていない場合があります。

ストレスケア

◆ 高齢者虐待とストレスの関係

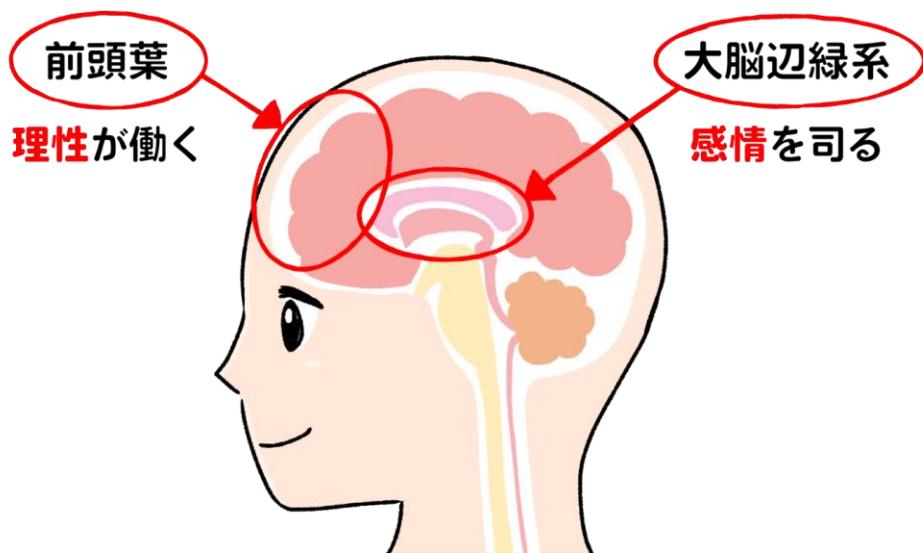
- 高齢者虐待は、ある日突然起きるわけではない！

ストレスが上手に対処できなければエスカレートする可能性がある



出典：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト」

◆ 怒りのコントロール



感情が生まれてから理性が働くまでにかかる時間と衝動的な怒りのピークがどちらも 6 秒程度とされていますので、イラッとしても少なくとも 6 秒間は「反射的な言動をとらない」ことが重要です。

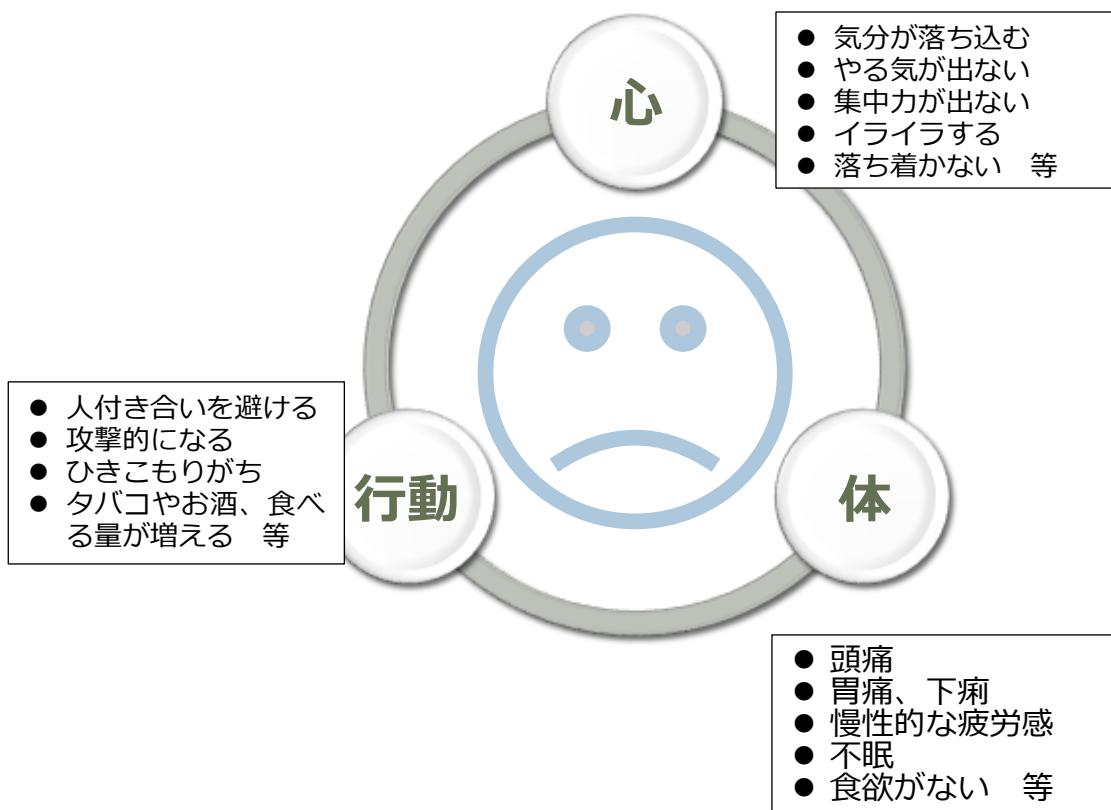
ストレスケア

◆ 生じやすいストレッサー

高齢者	コミュニケーションがとれない 過大な要求 不快な言動
高齢者の家族	過大な要求 不本意なクレーム
事業所	長時間勤務、業務量過多 報酬の少なさ
上司・同僚	いじめやえこひいき 正当な評価がない 不安や悩みを相談できない
自分自身	自信が持てない自分の役割がわからない 私生活がうまくいかない

◆ ストレスの対処法 セルフケア①

まず、自分自身のストレスサインに気付く



出典：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター 「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト」
より MS&AD インターリスク総研にて作成

ストレスケア

◆ ストレスの対処法 セルフケア②

- コーピング



出典：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト」
より MS&AD インターリスク総研にて作成

◆ ストレスの対処法 セルフケア③

- セルフケアのためのヒント

【個人で】

- ・ 意識して休養を取り、リラックスする
- ・ 自分に役立つコーピングを考える

【友人や家族と】

- ・ 自分以外の人間関係を大切にする

【職場で】

- ・ 助けてもらう
- ・ 助け合う体制を作る

出典：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト」
より MS&AD インターリスク総研にて作成

ストレスケア

◆ ストレス軽減のために 認知症高齢者への対応

認知症高齢者の言動は、理解していても、介護への強い抵抗、暴言や暴力、繰り返す落ち着かない行動などは、職員のストレスになります。

- **感情の共有**

他の職員も同様のストレスを感じている可能性が高いため、職員間で気持ちを共有する。

- **問題や対策の共有**

問題は一人で抱え込まずに話し合う。また、うまく対応できている職員のアセスメントやケアを共有し、有効な接し方を検討する。

- **職員間の協働**

対応が難しい高齢者には一人で対応せず、複数名で関わったり、交代で関わることも検討する。

出典：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト」
より MS&AD インターリスク総研にて作成

◆ ストレス軽減のために 一人勤務時の対応

職員数が少ない状況での介護は、十分な支援が受けられることから、職員のストレスになります。

- **不安の原因を明確化**

不安の内容を明確にし、具体的な対策を講じることで、不安の軽減を図る。

- **改善できる対策の検討**

施設で発生しうるケースを洗い出し、知識や技術を高めることで、解決できる不安に対しては、研修等を実施する。

- **緊急時の対応方法の明確化**

事故や急変時の対応手順、連絡ルール、応援体制などを明確化し、周知徹底する。

出典：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト」
より MS&AD インターリスク総研にて作成

ストレスケア

◆ ストレス軽減のために 組織としてのサポートの必要性

● 組織全体としての支援策のあり方

- ・ 管理やラインによるケア
- ・ 施設・事業者内の専門スタッフによるケア
- ・ 施設・事業者外の資源や専門機関によるケア

● 「働きやすい」「やりがいのある」職場の実現

- ・ 組織の理念とコンプライアンスの明確化
- ・ 業務の量と質の見直し
- ・ 労働環境の評価と改善
- ・ 人材育成体制の整備

出典：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト」
より MS&AD インターリスク総研にて作成

◆ ストレス軽減のために リーダーの役割

個人の考えだけでなく、組織の方向性や対策と連動しながら対応する

● リーダーの役割

- ・ 職場内の環境調整
- ・ 個別相談・対応
- ・ ストレスの把握と支援
- ・ チームマネジメント
- ・ 人材育成
- ・ 組織への働きかけ

出典：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト」
より MS&AD インターリスク総研にて作成

◆ 5分でできる職場のストレスセルフチェック

- 改正労働安全衛生法に基づき平成27年から導入されたストレスチェック制度で推奨されているプログラムです。既に導入されている介護サービス事業者もあるかと思いますが、実施されていない方はご活用ください。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/check/>

5分でできる職場のストレスセルフチェック

5分でできる職場の ストレスセルフチェック

4つのSTEPによる簡単な質問から、
あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。
質問は全部で57問です。(所要時間約5分間)
はじめに性別を選んでください。



男性 女性

このコンテンツは、厚生労働省「職業性ストレス簡易調査票フィードバックプログラム」に基づいて、制作致しました。
▶ 結果がうまく表示されない方はこちら

こことの耳 いいね！ 616 Tweet 共有する 6K 厚生労働省

<資料>

養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転がせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
ii 介護・世話を放棄・放任	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>

<資料>

養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぐ」などと言い脅す。など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など <p>⑤ 心理的に高齢者を不適に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など <p>⑦ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。など

<資料>

養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
iv 性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など
v 経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくとも、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。

例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）。

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版, 2012, 116p., p5-7. を元に作成

厚生労働省老健局. 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について.
平成 30 年 3 月

＜資料＞

【スタッフ用】

自己点検シート（チェックリスト）

No	質問（全30問）	選択肢
1	高齢者虐待には身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護の放置・放任（ネグレクト）の5種類がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	高齢者虐待は違法行為であり、許されないことである	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	虐待を発見した時には、通報義務がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	虐待を発見した時の連絡先（通報窓口）を知っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	安全のために行う身体拘束は、虐待にはあたらない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	利用者の意に反して、向精神薬などで精神作用を抑えることは身体的虐待にあたる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7	威圧的な態度や誹謗・中傷などの言葉の暴力は、心理的虐待にあたる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8	利用者に必要なケアを行わないのは、介護の放棄・放任（ネグレクト）にあたり、虐待である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9	利用者に配慮せず、他人に見える状態で、排泄や入浴の介助を行うことは、性的虐待にあたる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
10	利用者の資産が不当に管理されたり、適正に使われていない状態は、経済的虐待にあたる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
11	介護に関する知識や技術・経験が未熟だと、虐待につながりやすいと思う	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12	施設外の研修に参加するなど、高齢者の権利擁護に関して、自己研さん努めている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13	権利擁護・虐待防止や、ケアの質の向上についての施設内の研修に、年1回以上参加している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
14	介護技術の質を向上するために、同僚や上司から助言を受ける体制がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
15	職員の働きやすさに関しての改善に向けた、事業所としての取組みを把握している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
16	自分が働いている事業所では、高齢者虐待は起こらないと思う	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
17	虐待まではいかないが、改善したほうが良いケアがあると思う	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
18	自分や他の職員の介護の仕方に、疑問を感じる事がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

<資料>

19	不適切な対応だとわかっていても、せざるを得ない状況がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
20	利用者の意に反して、介助を強制的に行ったり、行動を強制的に抑制することがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
21	利用者や同僚とのやりとりで、イライラが収まらないことがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
22	自分一人で支援をしなくてはならない時間があり、不安がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
23	虐待についての相談をすることに抵抗がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
24	業務上で感じた疑問や悩みを、同僚や上司と話し合える環境がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
25	忙しい時、ナースコールを外したり、利用者の手の届かない場所に移動させることがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
26	トイレで対応できると思われる利用者に対して、事業者側の都合でおむつ対応をすることがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
27	薬を食事（服薬ゼリー等を除く）に混ぜて提供することがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
28	利用者の入浴や排泄の時に、異性の職員が介助を行うことがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
29	高齢者を敬わない発言や、言葉かけをすることがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
30	声かけをせずに、利用者の衣類を脱がせたりすることがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

その他（自由記載）

お疲れ様でした。今後も高齢者虐待のない介護現場の実現にむけて、ご協力をお願いします。

(以下、自由記載)

【実施日】

年 月 日

【氏名】

<資料>

【スタッフ用】

自己点検シート（チェックリスト）解説

1	高齢者虐待には身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護の放置・放任（ネグレクト）、の5種類がある【はい】
2	高齢者虐待は違法行為であり、許されないことである【はい】
3	虐待行為を発見した時には、通報義務がある【はい】
4	虐待を発見した時の連絡先（通報窓口）を知っている【はい】

【解説】

高齢者虐待とはどのようなことを指すのか、基本的な虐待の分類をはじめ、どのような規定があるのか、発見した場合にどうすればよいのか等、養介護施設従事者は、施設に暮らす高齢者の最も身近な立場にある者として、法的な根拠についても知っておく必要があります。

※参照：1章1（1）～（5）、1章4（1）

5	安全のために行う身体拘束は、虐待にはあたらない【いいえ】
	<p>【解説】</p> <p>安全のために行う身体拘束であっても、「緊急やむを得ない場合」を除き身体拘束は禁止されています。本当に他の対応方法がないのか、そうしないと重大な事故に結びつくのか、あくまで一時的な対応なのか等、十分な検討が必要です。</p> <p>緊急やむを得ない場合ではなく身体拘束が行われている場合、拘束廃止に係る施設方針の不備や、人手不足で十分な対応できないなど組織上の課題、適した介護方法を知らないなどケアの技術不足が原因となっている場合も考えられます。</p>

※参照：1章3（1）（2）

<資料>

6	利用者の意に反して、向精神薬などで精神作用を抑えることは身体的虐待にあたる【はい】
7	威圧的な態度や誹謗・中傷などの言葉の暴力は、心理的虐待にあたる【はい】
8	利用者に必要なケアを行わないのは、介護の放棄・放任（ネグレクト）にあたり、虐待である【はい】
9	利用者に配慮せず、他人に見える状態で、排泄や入浴の介助を行うことは、性的虐待にあたる【はい】

【解説】

利用者にとって必要なケアを意図的に行わない場合、職員自身の倫理観の欠如及び職員間で指摘することがないなどのチェック機能の欠如が考えられます。

※参照：2章1、2章2（1）～（4）また、これまでの人生を歩んでこられた「人」に対する尊厳の保持の欠如など介護職員の倫理的な問題、職員間で指導したり話し合う機会がないなど、組織のチェック機能欠如の課題、認知症についての理解不足や有効な介護技術を知らないなどケアのスキル不足等が考えられます。

※参照：3章1（1）（2）

10	利用者の資産が不当に管理されたり、適正に使われていない状態は、経済的虐待にあたる【はい】
----	--

【解説】

認知機能や身体機能の低下など、高齢者が自ら資産を管理できない状況については、成年後見人制度を利用するなど、適切な管理者を置くことで、高齢者の資産が不当に使用されることを防ぎます。

やむを得ず管理を行う場合についても、複数の職員の目で管理できる体制をとるなど、組織のチェック機能をもたせた適正な金銭使途・管理体制とする必要があります。

※参照：2章2（5）

<資料>

11	介護に関する知識や技術・経験が未熟だと、虐待につながりやすいと思う【はい】
12	施設外の研修に参加するなど、高齢者の権利擁護に関して、自己研さんに努めている【はい】
13	権利擁護・虐待防止や、ケアの質の向上についての施設内の研修に、年1回以上参加している【はい】
14	介護技術の質を向上するために、同僚や上司から助言を受ける体制がある【はい】

【解説】

虐待防止やケアの質の向上に向けた、法令知識や介護知識・技術の向上について、介護職員個人レベルでは自己研さんに努める必要があり、組織の取組としてはこれらにかかる研修等の機会の確保、及び虐待防止の体制作りが必要です。

※参照：3章1（1）（2）、3章2

15	職員の働きやすさに関して改善に向けた事業所としての取組みを把握している【はい】
16	自分が働いている事業所では、高齢者虐待は起こらないと思う【はい】【いいえ】
17	虐待まではいかないが、改善したほうが良いケアがあると思う【はい】【いいえ】
18	自分や他の職員の介護の仕方に、疑問を感じる事がある【はい】【いいえ】

【解説】

不適切な状態がない環境は、よい介護現場であると考えられますが、すべての介護現場で虐待が起こる可能性があると考えると、不適切な状態があるのに疑問を感じない場合、倫理観の欠如やケアに関する知識・技術不足が考えられます。

※参照：3章1（2）、3章2（1）

<資料>

19	不適切な対応だとわかっていても、せざるを得ない状況がある【いいえ】
20	利用者の意に反して、介助を強制的に行ったり、行動を強制的に抑制することがある【いいえ】

【解説】

利用者の状態による「緊急やむを得ない」場合の身体拘束や危険回避等について、必要な手続きを踏む必要があります。また、利用者がなぜそのような状態になっているのか、そのような状態にしないためにはどうすればよいのか、といった個別ケアの検討を進める必要があります。

上記以外の場合は、効率優先や人手不足、業務多忙などの組織的な課題が考えられます。このような場合、介護職員は職業倫理と現状とのギャップに苦しむので、その改善に向けては組織的な対応が必要です。

※参照：1章3（1）（2）、3章1（1）

21	利用者や同僚とのやりとりで、イライラが収まらないことがある【いいえ】
22	自分で支援をしなくてはならない時間があり、不安がある【いいえ】
23	虐待についての相談をすることに抵抗がある【いいえ】

【解説】

利用者のケアに対する要求の高まりや、職員同士の人間関係など、職員が感じるストレスや不安は高くなっています。職員の十分なストレスケアは勿論のこと、柔軟な人員配置や業務の見直しなど、負担軽減に向けた組織的な対応が必要です。

また、個々の介護技術の向上により、一人ひとりの不安の軽減もストレスケアとしては有効です。

なお「虐待」は、高齢者の基本的人権を守り、人命を守るために速やかに対応できるかが重要となります。普段から、虐待とは言い切れないまでも、虐待に繋がる可能性が高い事案の発見について意識を高めるとともに、同僚や上司、虐待対応の窓口に速やかに繋げられるよう、心がけておきましょう。

※参照：3章1（1）（2）、3章2（1）（2）

<資料>

24	業務上で感じた疑問や悩みを、同僚や上司と話し合える環境がある【はい】
----	------------------------------------

【解説】

風通しのよい職場環境は、チームアプローチの充実や組織としての問題解決力の向上につながり、よりよいケアに結びつくと考えられます。このような好循環の職場環境は介護職員の離職率も低下し、現在課題となっている人材不足に対しても有効であると考えられます。

※参照：3章1（1）（2）、3章2（1）（2）

25	忙しい時、ナースコールを外したり、利用者の手の届かない場所に移動させることがある【いいえ】
----	---

26	トイレで対応できると思われる利用者に対して、事業者側の都合でおむつ対応をすることがある【いいえ】
----	--

【解説】

利用者にとって必要なケアを意図的に行わない場合や、そもそも必要との認識が生まれない場合、介護職員にケアに関する知識・技術不足のほか、職員自身の倫理観の欠如および職員間で指摘することがないなど、けん制機能の欠如を考えられます。

また、利用者にとって必要なケアだと認識しているが、他の業務を行わなければならず対応できない場合、職員個人の不適切なケアという問題だけでなく、効率優先や人手不足、業務多忙などにより、十分な対応ができないなど組織的な課題が考えられます。このような場合、介護職員は職業倫理と現状とのギャップに苦しむので、その改善に向けては組織的な対応が必要です。

効率優先の介護は、高齢者を単なる介護の対象としか見ない機械的で非人間的なケアにつながりやすいため、改善する必要があります。

※参照：2章2（1）～（4）、3章1（1）（2）

<資料>

27	薬を食事（服薬ゼリー等を除く）に混ぜて提供することがある【いいえ】
28	利用者の入浴や排泄の時に、異性の職員が介助を行うことがある【いいえ】
29	高齢者を敬わない発言や、言葉かけをすることがある【いいえ】
30	声かけをせずに、利用者の衣類を脱がせたりすることがある【いいえ】

【解説】

職員個人の不適切なケアという問題だけでなく、効率優先や人手不足で十分な対応ができないなど組織上の課題も含め、検討が必要です。

効率優先の介護は、高齢者を単なる介護の対象としか見ない機械的で非人間的なケアにつながりやすく、虐待を生む温床になります。

また、今日までの介護支援において、実際に行われてきた介護技術についても、高齢者の権利が適切に守られた、より良い支援になっているか、定期的に見直すことが重要です。細かな配慮を行うことで、利用者の自尊心を守り、不適切なケアを未然に防ぐことにもつながります。

※参照：3章1（1）（2）

※参考については、

「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き
～高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして～（平成21年3月）」
の該当する章をご覧ください。

＜資料＞

【管理者用】

自己点検シート（チェックリスト）

No	質問（全30問）	選択肢
1	5種類の高齢者虐待について、理解している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	虐待は基本的人権の侵害であり、違法行為であることから、許されない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	施設職員及び管理者は虐待被害者を発見したときには通報義務がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	虐待を発見した時の連絡先（通報窓口）を知っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	虐待が確認された場合、管理者としてとるべき方策を知っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	虐待が疑われる場合は、まずは速やかに内部調査を行った後に、市町村の窓口に通報することが望ましい	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7	安全のために行う場合の身体拘束は、本人や家族の同意が得られた場合は実施してよい	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8	利用者の金銭や持ち物が適正に管理されていない場合は、経済的虐待にあたる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9	「利用者本位」の支援を職員一人ひとりが理解している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
10	意思決定が困難な利用者についても、可能な限り意思を尊重した対応を心がけている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
11	自身の事業所における介護の理念や、組織運営の方針を明確にし、職員と共有している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12	虐待防止について、委員会などの組織を設け、年1回以上話し合いを行っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13	管理者として、自身の事業所で起こり得るリスクを把握し、事故防止に関する研修を年1回以上開催するなどし、情報を職員と共有している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
14	利用者や家族からの苦情を解決するため、苦情窓口の設置や苦情対応マニュアルの整備など、解決に向けた体制が整備されている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
15	介護相談員や地域のボランティア、実習生を受け入れるなど、地域に開かれた組織となっている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
16	不適切な対応だとわかっていても、せざるを得ない場合がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
17	介護に関する技術や経験が未熟だと、利用者への虐待につながりやすい	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
18	虐待防止に向けて、職員への基本的な職業倫理・専門性に関する研修を、年1回以上実施している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

<資料>

19	職員を、事業者内部や外部の虐待防止に係る研修に参加させてい る	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
20	管理者として、夜勤帯や業務が集中する時間帯の業務内容を具体的に把握し、負担軽減に向けた取組みをおこなっている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
21	職員のストレスや疲労の蓄積は、虐待につながる可能性がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
22	職員との面接の機会をもうけ、悩みや疑問を受け止めている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
23	職員同士のコミュニケーションを円滑にするため、具体的に取り組んでいる方策がある ⇒ はい（具体的な内容を別添の結果書に記録して下さい）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
24	自身の管理する施設では、虐待までには至らないが改善した方が良いケアがあると思う	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
25	本人の食事を待たずに食事膳を下げるとは、忙しいときは仕方がない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
26	入浴や衛生ケアを拒む利用者について、支援が行えないのは仕方ないと思う	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
27	利用者が職員を呼んでいても、すぐに対応できないことは仕方ないと思う	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
28	服薬を拒否する場合、食事(服薬ゼリー等を除く)に混ぜてでも飲ませるべきだ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
29	利用者の意向に関わらず、仕事の効率を優先し、おむつ交換・清拭を時間で管理することはやむを得ないと思う	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
30	認知症等により支援が困難な利用者に対して、厳しい言動になることがあるのは仕方がないと思う	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

その他（自由記載）

お疲れ様でした。今後も高齢者虐待のない介護現場の実現にむけて、取組を進めて下さい。

(以下、自由記載)

【実施日】

【氏名】

年 月 日

<資料>

【管理者用】

自己点検シート（チェックリスト）解説

1	5種類の高齢者虐待について、理解している【はい】
2	虐待は基本的人権の侵害であり、違法行為であることから、許されない【はい】
3	施設職員及び管理者は虐待被害者を発見したときには通報義務がある【はい】
4	虐待を発見した時の連絡先（通報窓口）を知っている【はい】
5	虐待が確認された場合、管理者としてとるべき方策を知っている【はい】

【解説】

いかに管理者・経営者が崇高な理念を持ち、良心的であっても、施設内においては虐待が起こる可能性はあります。虐待を防ぐためにも、高齢者虐待とは何か、どのような規定があるのか、発見した場合にどうすればよいのか等、基本的知識・法的根拠を熟知することは必須です。

※参照：1章1(1)～(5)、1章4(1)、3章1(1)、2・2(1)、4章3(2)

6	虐待が疑われる場合は、まずは速やかに内部調査を行った後に、市町村の窓口に通報することが望ましい【いいえ】
---	--

【解説】

虐待については、高齢者の安全確保をはじめ、速やかな調査による原因究明と再発防止策をとることが重要となります。「虐待の事実がはっきりしてから」ではなく、「虐待が疑われる事案が発生した時点」で、速やかに高齢者の居所または事業所を所管する市町村の担当窓口への一報が義務となっています。

7	安全のために行う場合の身体拘束は、本人や家族の同意が得られた場合は実施してよい【いいえ】
---	--

【解説】

安全のために行う身体拘束であっても、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束は禁止されています。「緊急やむを得ない場合」とは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されている場合をさします。

「緊急やむを得ない場合」でないのに身体拘束が行われている場合は、拘束廃止に係る施設方針の不備や、人手不足で十分な対応できないなど組織上の課題、有効な介護方法を知らないなどケアの技術不足が原因となっている場合も考えられます。

※参照：1章3(1)(2)

<資料>

8	利用者の金銭や持ち物が適正に管理されていない場合は、経済的虐待にあたる【はい】
---	---

【解説】

認知機能や身体機能の低下など、高齢者が自ら資産を管理できない状況については、成年後見人制度を利用するなど、適切な管理者を置くことで、高齢者の資産が不当に使用されることを防ぎます。

やむを得ず管理を行う場合についても、複数の職員の目で管理できる体制をとるなど、組織のチェック機能を生かし、適正な管理体制とする必要があります。

※参照：2章2（5）

9	「利用者本位」の支援を職員一人ひとりが理解している【はい】
10	意思決定が困難な利用者についても、可能な限り意思を尊重した対応を心がけている【はい】
11	自身の事業所における介護の理念や、組織運営の方針を明確にし、職員と共有している【はい】

【解説】

介護支援の基本理念である、常に介助を受ける高齢者を中心に展開されるケア「パーソンセンタードケア（PCC）」を職員一人ひとりが理解し、高齢者の自己決定を最大限に尊重した、ぬくもりのある質の高いケアを目指すことが重要です。

また、事業所としても、介護の理念を常に職員全員と共有することが重要です。

12	虐待防止について、委員会などの組織を設け、年1回以上話し合いを行っている【はい】
13	管理者として、自身の事業所で起こり得るリスクを把握し、事故防止に関する研修を年1回以上開催するなどし、情報を職員と共有している【はい】
14	利用者や家族からの苦情を解決するため、苦情窓口の設置や苦情対応マニュアルの整備など、解決に向けた体制が整備されている【はい】
15	介護相談員や地域のボランティア、実習生を受け入れるなど、地域に開かれた組織となっている【はい】

【解説】

施設には、各種の委員会など、虐待防止に係る組織が設置・運営されていることと思いますが、それらの組織における責任と役割及び権限等が整理されているでしょうか。

単に設置されているだけでなく、それらが十分に機能し、形骸化していないことが重要です。

※3章1（1）（2）・3章2（1）（2）

<資料>

16	不適切な対応だとわかっていても、せざるを得ない場合がある【いいえ】
【解説】 利用者がなぜそのような状態なのか、そのような状態にしないためにはどうすればよいのか、といった個別ケアの検討をすすめる必要があります。個別ケアの検討が十分すすめられたにも関わらず、そうせざるを得ない場合は、効率優先や人手不足、業務多忙などの組織的な課題が考えられます。 このような場合、介護職員等は職業倫理と現状とのギャップに苦しみ、ストレスを多く感じることとなるので、その改善に向けては組織的な対応が必要です。	
※参照：3章1（1）	
17	介護に関する技術や経験が未熟だと、利用者への虐待につながりやすい【はい】
18	虐待防止に向けて、職員への基本的な職業倫理・専門性に関する研修を、年1回以上実施している【はい】
19	職員を、事業者内部や外部の虐待防止に係る研修に参加させている【はい】
【解説】 介護職員等のスキルは、自らで対応し、考え方学んだ経験と適切なスーパービジョンによって徐々に培われていきます。スキルの低い職員が、困難な事例に直面した場合、過度にストレスを蓄積してしまうことも考えられます。長く働くことができ、個々の介護職員等のスキルアップが図れるような、職場環境の整備が重要です。	
※参照：3章1（1）（2）	
20	管理者として、夜勤帯や業務が集中する時間帯の業務内容を具体的に把握し、負担軽減に向けた取組みをおこなっている【はい】
【解説】 日々の業務の中で業務量が集中するなどの忙しい時間帯は事故や不適切な行為が発生しやすくなります。現場が忙しい時ほど状況の把握や、それに基づく状況分析が必要です。必要であれば職員体制の整備も含めた検討が必要です。	
※参照3章1（1）	

<資料>

21	職員のストレスや疲労の蓄積は、虐待につながる可能性がある【はい】
22	職員との面接の機会をもうけ、悩みや疑問を受け止めている【はい】

【解説】

高齢者虐待は、様々な要因が背景となって発生します。業務遂行上のストレスも、高齢者虐待の要因の一つです。介護職員等が感じているストレスの原因について、把握、分析し、介護職員等がストレスをためることなく生き生きと業務遂行ができるように、労務管理の適切な運用と職場環境の整備が望まれます。

※参照：3章1（1）（2）

23	職員同士のコミュニケーションを円滑にするため、具体的に取り組んでいる方策がある【はい】
----	---

【解説】

職員間のコミュニケーションが円滑であることは、高齢者を取り巻く環境が明るくなることは勿論のこと、速やかな情報共有や個々が抱える負担、ストレス等の状況をいち早く把握し、結果として、ケアの質の向上、事故や虐待の未然防止に繋がります。貴事業所で既に取組んでいる方策があれば、事業所全体で共有するためにも、書き出してみましょう。

24	自身の管理する施設では、虐待までには至らないが、改善したほうが良いケアがあると思う【はい】【いいえ】
----	--

【解説】

高齢者虐待以外にも、明確に虐待とは言い切れない、「不適切なケア」が存在します。「不適切なケア」は、放置され蓄積されていくと顕在化した虐待となりうる場合があります。「不適切なケア」を早期に発見し、早い段階で対策を講じることが必要です。

※3章1（2）

25	本人の食事を待たずに食事膳を下げるとは、忙しいときは仕方がない【いいえ】
26	入浴や衛生ケアを拒む利用者について、支援が行えないのは仕方ないと思う【いいえ】
27	利用者が職員を呼んでいても、すぐに対応できることは仕方ないと思う【いいえ】
28	服薬を拒否する場合、食事(服薬ゼリー等を除く)に混ぜてでも飲ませるべきだ【いいえ】

<資料>

29	利用者の意向に関わらず、仕事の効率を優先し、おむつ交換・清拭を時間で管理することはやむを得ないと思う【いいえ】
30	認知症等により支援が困難な利用者に対して、厳しい言動になることがあるのは仕方がないと思う【いいえ】

【解説】

職員個人の不適切なケアという問題だけでなく、効率優先や人手不足で十分な対応ができないなど組織上の課題も含め、検討が必要です。効率優先の介護は、高齢者を単なる介護の対象としか見ない機械的で非人間的なケアにつながりやすく、虐待を生む温床になります。

※参照：3章1（1）（2）

※参考については、

「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き
～高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして～（平成21年3月）」
の該当する章をご覧ください。

出典：神奈川県 高齢者施設における虐待防止に係る一斉点検

**介護施設・事業所における虐待防止研修
学習者用資料**

(令和 2 年度 老人保健健康増進等事業)

令和 3 年 3 月

発行所 MS&AD インターリスク総研株式会社
〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町 2-105
ワテラスアネックス
TEL 03-5296-8911 FAX 03-6220-2918